

飯塚市病児保育事業実施要綱

平成22年3月24日

飯塚市告示第63号

改正 H27-125、H27-425(題名改称)、H30-87、R3-86

飯塚市健康支援一時預かり事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第144号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、保護者の子育て及び就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図るため、病気又は病気の回復期にある児童を一時的に預かる病児保育事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、病児保育事業実施要綱(平成27年雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(H27-425一改)

(事業の実施)

第2条 事業は、適切な実施が確保できると認められる医療機関等(以下「実施施設」という。)に委託して行うものとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める児童は、この限りでない。

(1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない又は病気の回復期であって、医療機関による入院治療等を要しないが安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な児童

(H27-425一改)

(2) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難な児童

(3) 飯塚市、嘉麻市又は桂川町に住所を有するおおむね生後2月から小学6年生までの間にある児童

(H27-125一改、R3-86一改)

(利用定員)

第4条 実施施設における利用定員は、1日につき6人以内とする。

(H27-125、H30-87一改)

(休業日及び利用時間)

第5条 事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 事業の利用時間は、午前8時から午後6時までの範囲で実施施設の長が市長と協議して定めた時間とする。

(R3-86一改)

3 前2項の規定にかかわらず、実施施設の長は、市長と協議して休業日及び利用時間を変更することができる。この場合において、実施施設の長は、実施施設の見やすい場所に変更した臨時の休業日又は利用時間を掲示しなければならない。

(利用期間)

第6条 事業を利用できる期間は、1回につき5日以内とする。ただし、児童の健康状態について医師の判断及び保護者の状況により必要と認められるときは、5日を超えて利用することができる。

(利用の登録)

第7条 事業の利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した登録申込書を実施施設の長に提出し、登録を受けるものとする。

- (1) 児童の住所、氏名、生年月日、年齢及び性別
- (2) 保護者の住所、氏名、生年月日、年齢及び児童との関係
- (3) 保護者の緊急時の連絡先

(R3-86一改)

2 実施施設の長は、前項の規定により登録をしたときは、登録申込書の写しを市長に送付するものとする。

(R3-86一改)

3 登録者は、第1項の登録内容に変更が生じたときは、その内容を届け出なければならない。

4 第2項の規定は、前項の登録内容の変更に準用する。

(申請及び決定)

第8条 事業を利用しようとする登録者は、利用申請書を実施施設の長に提出しなければならない。

2 実施施設の長は、利用申請書を受理したときは、当該児童が対象児童として適当である旨の医師による判定を受け、利用の可否を決定するものとする。

(利用の制限)

第9条 実施施設の長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒むことができる。

- (1) 感染症を有し、感染のおそれがあるとき。
 - (2) 症状が重く、入院加療の必要があるとき。
 - (3) 定員を超え、事業の実施体制の維持が困難であるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を不相当であると認めるとき。
- (利用料)

第10条 事業を利用する者は、事業に係る経費の一部として別表に定める額を負担しなければならない。

(実績報告)

第11条 実施施設の長は、事業の利用実績その他市長が定める事項を記載した報告書を毎月市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 書類の様式その他の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 告示第125号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月20日 告示第425号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月30日 告示第87号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 告示第86号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

(R3-86一改)

利用料

(児童1人につき)

区分	利用料(1日あたり)	給食費
生活保護法による被保護世帯	0円	400円
市町村民税非課税世帯	200円	400円
所得税非課税世帯	1,000円	400円
所得税課税世帯	2,000円	400円

備考 給食費は、施設からの昼食提供を必要する場合のみ適用する。